

令和 7 年度事業計画

自令和 7 年 4 月～至令和 8 年 3 月

第1 基本認識

1 わが国の経済社会の動向

わが国経済について見ると、「景気は、一部に足踏みが残るもの、緩やかに回復している。」「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」(令和 7 年 2 月 19 日 内閣府月例経済報告)とされている。

住宅需要については、諸物価の上昇、住宅価格の上昇等の影響により、令和 6 年の新設住宅着工は、総数で 792 千戸、前年比 96.6%と減少し、持ち家は 218 千戸、前年比 97.2%と減少した。木造住宅は 452 千戸、前年比 99.5%を維持したが、木材市況は厳しい状況が続いている。

令和 6 年度補正予算及び令和 7 年度予算・税制改正などにより、景気が早期に回復することを期待する。また、米国の経済政策、欧州や中東の紛争・政治情勢、中国の景気動向等が我が国及び世界経済に及ぼす影響を注視しつつ事業を行う必要がある。

2 森林・林業・木材産業を巡る状況

- (1) 国連にて採択された SDGs(持続可能な開発目標)は、我が国社会・経済活動に浸透してきていている。また、我が国は、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする「2050 年カーボンニュートラル」を表明しており、脱炭素社会の実現に向け、森林・林業・木材産業の役割や国産材の利用が従来に増して期待されている。
- (2) 令和 3 年 6 月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、基本方針として、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050 カーボンニュートラルも見えた豊かな社会経済を実現する「グリーン成長」が打ち出された。林産物の供給及び利用の確保に関する政策として、原木の安定供給、木材の生産流通の効率化、大規模工場等における「国際競争力」の強化、中小製材工場等における「地場競争力」の強化、JAS 製品の供給促進、国産材比率の低い分野への利用促進、都市等における木材利用の促進、生活関連分野等における木材利用の促進、木質バイオマスの利用、木材等の輸出促進、消費者等の理解の醸成に取組むこと等が示された。
- (3) 「公共建築物等木材利用促進法」が令和 3 年 6 月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(都市(まち)の木造化促進法)」に改正され、法律の対象が公共建築物から建築物一般に拡大された。都市等における木材利用、中高層建築等の木造・木質化を通じた木材需要の拡大に応えられるよう、消費者

や建築関係者等との連携を深め住宅・非住宅分野において木材利用促進に取組むとともに国産材の安定供給に取組むことが重要となっている。

- (4) 令和 5 年 5 月に政府が決定した花粉症対策の実施に向けて、スギ材の需要拡大、山元への利益還元を通じた再造林の確保と資源の循環利用の実現に貢献していくことが重要である。
- (5) 令和 6 年度からの森林環境税が実施されたことを踏まえ、木材関係者は脱炭素社会の実現に向けた林業や木材利用の意義、木造建築の良さを積極的に発信するとともに、森林環境譲与税を活用した木材利用の促進に取組むことが重要である。
- (6) 令和 7 年 4 月に改正建築物省エネ法・改正建築基準法が施行され、住宅・建築物の省エネ対策の新築住宅・非住宅への省エネ基準適合の義務付け、建築確認審査の対象となる建築物の見直し(4 号特例の見直し)が行われることを踏まえ、性能・品質の確かな国産材の供給を拡大すること、建築主や設計者が求める木材情報を提供することが重要となっている。
- (7) 令和 7 年 4 月に改正クリーンウッド法が施行されることを踏まえ、合法性確認木材・木製品の供給体制の整備並びに信頼性の維持・向上に取り組むことがより一層重要となっている。また、木質バイオマス発電施設等への木質バイオマスの供給については、ライフサイクルGHG関連情報の収集・伝達を行うことが求められている。
- (8) 令和 7 年 4 月から改正物流効率化法が施行されることを踏まえ、荷待ち時間の短縮、荷役時間の短縮等に取組むことが求められている。
- (9) 近年、輸入材供給の変動が我が国の木材需給・市況に大きく影響したことを踏まえ、国産材の安定供給・安定需要の確保に取り組み、海外市場の影響を受けにくい木材需給構造を構築することが重要となっている。
- (10) 木材輸出については、海外の資源状況の変化や日本産木材への需要の高まり等により、増加傾向にあるが、国内の木材需給の状況を踏まえつつ、丸太だけでなく国産製材品等の輸出促進にも、積極的に取り組む必要がある。
- (11) 政府の令和 6 年度補正予算及び令和 7 年度予算では、林業・木材産業国際競争力強化総合対策、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策等において、原木・木材製品等の生産体制の強化、林業イノベーションの推進、非住宅分野等における木材製品の消費拡大、建築用木材供給・利用強化、木材需要の創出・輸出力強化、森林・林業担い手育成のための対策が取られているところである。

以上の基本認識に立ち、当連盟は、木材市場の情報発信、集荷、需給のコーディネート、価格形成、付加価値向上等の機能を発揮して、次の事項に重点的に取り組むこととする。

- ア SDGs、カーボンニュートラルに寄与する木材利用の促進
- イ 林業・木材産業成長産業化に向けた国産材の需要拡大、山元への利益還元を通じた国産材の安定供給
- ウ 合法性確認木材と品質の確かな木材製品の安定供給体制の整備

- エ 行政・議会等への各種提言活動と制度改正等への対応
- オ 安全衛生対策の徹底による安全安心な市場・職場環境の整備

第2 事業計画

1 SDGs、カーボンニュートラルに寄与する木材利用の促進

- (1) 木材と建築関係者、消費者等をつなぐ人材育成のための「木材アドバイザー」養成講習会の充実及び建築士会 CPD 等との連携を含めた有効活用等への取組
- (2) 「全市連木材PR月間」及び森林環境譲与税等を活用した効果的な PR 活動等の推進
 - ・ 木づかい運動の取組など、各種の木材利用促進活動への積極的な参加
 - ・ SDGs、カーボンニュートラル等に寄与する森林の役割、木材セラピーも含めた木材利用等の意義についてPR
 - ・ 市場施設等も活用した木工教室等を通じ、一般消費者等も含めた効果的な PR 活動の推進
 - ・ 木材の性質や種類にかかる正しい知識の普及と木材利用事例の情報提供
 - ・ 木材小売業、大工・工務店及び建築士並びに「森林を守るために共に行動する企業」等との連携による木材利用の積極的な PR 等
 - ・ 森林環境譲与税を活用した建築物の木造化・内装の木質化への働きかけ
- (3) 国産材の輸出促進に向け、北米等新たな市場を含む海外市場に関する情報・知識の収集
- (4) 公共建築物、商業施設、福祉施設及び中高層建築物等や公園、道路、歩道など街づくり、都市部での木造・木質化のため、都市の木造化推進協議会及び同議員連盟等と連携した取組
- (5) 大震災・原発事故関連及び風評被害等に対応するため、放射能に関する正しい知識の普及、風評被害対策等への協力と地域材の利用拡大

2 林業・木材産業成長産業化に向けた国産材の需要拡大、山元への利益還元を通じた国産材の安定供給

- (1) 地域における木材の安定供給
 - ・ 建築用材の安定供給体制の強化、地域の課題解決に向けた取組等への積極的な参加、国産材の安定供給体制構築に向けた需給情報共有化のための取組への協力
 - ・ ICT を活用した生産流通管理への対応、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を目指す取組への協力
 - ・ 地域の製材工場、伝統工芸加工業等へのきめ細かな販売
 - ・ 国有林との連携及び販売制度等の活用
- (2) 優良木材展示会等の開催
 - ・ 新たなブランド材等も対象にした全国優良木材展示会、国産材地方展示即売会の開催
 - ・ 地域の林業・木材関係者との連携による個々の市場の特色を生かした、あるいは、地域の複数市場の連携による特別市の積極的な開催

- (3) 大口需要・広域流通に向けた取引規模の拡大と取引の効率化
 - ・ 市場等相互間の連携、素材生産及び製材等との連携強化等による取引規模の拡大、統一規格による仕分、IT活用等による取引の効率化の推進
- (4) 木材の付加価値向上に向けた取組
 - ・ 素材生産、製材・加工及び建築・設計分野並びに行政等との連携による地域特産材の生産販売と商品開発
 - ・ 木材需給・市況の情報収集と的確な分析に基づく有利販売
 - ・ 有利販売につながる採材、仕分けの徹底
- (5) 林業・木材産業関連7団体による共同行動宣言「時代の要請に応える国産材の安定供給体制の構築に向けて～共同行動宣言 2022～」の実施を通じた国産材の安定的かつ持続的な供給体制の実現
- (6) 災害時における木造仮設住宅への部材供給体制の整備に向けた取組

3 合法性確認木材と品質の確かな木材製品の安定供給体制の整備

- (1) 合法性確認木材等の供給体制整備と信頼性の維持・向上
 - ・ クリーンウッド法に基づく合法性確認木材の供給体制の整備及びライフサイクルGHG関連情報の収集・伝達に対応した木質バイオマスの供給体制の整備
 - ・ 合法性確認木材・木質バイオマス証明の信頼性の維持・向上のため、林野庁ガイドラインの徹底、研修の実施、現地確認等を含めたモニタリングの実施
- (2) JAS 製材品、乾燥材などの流通拡大
 - ・ 設計者や大工・工務店等に対するJAS 製材品のPR
 - ・ 生産者との連携によるJAS 製材品の供給体制づくり
 - ・ 林野庁のJAS 製材品普及関連活動等への協力
- (3) 森林認証制度、木材ラベリングへの適切な対応

4 行政・議会等への各種提言活動と制度改正等への対応

- (1) 理事会等を活用した行政からの情報提供・意見交換等による行政との連携強化
- (2) 行政・議会等への木材利用、木材流通の推進等に資する各種提言活動
- (3) 軽油引取税の免税措置等木材産業、林業関係税制の維持・改善、住宅・土地税制の改善
- (4) 経営安定化のための政府系金融機関の融資制度の充実及び信用制度の充実
- (5) 中小企業関係諸制度の活用
- (6) 都市の木造化推進協議会等関係団体及び同議員連盟等との連携強化
- (7) 改正建築物省エネ法・改正建築基準法等の施行への対応
- (8) 下請法の運用見直し(手形決済期間の短縮)に向けた対応
- (9) 改正物流効率化法の施行への対応

5 安全衛生対策の徹底による安全安心な市場・職場環境の整備

(1) 労働安全衛生対策、雇用対策の推進

- ・職場環境の整備と労働安全対策の徹底による車両・墜落等労働災害の未然防止
- ・働き方改革を総合的に推進するための具体的な取組の強化、物流 2024 問題への対応
- ・諸制度の活用による雇用対策の推進

(2) 福利厚生事業の充実確保

- ・全市連福祉共済制度の PR 及び一層の加入促進、増口運動の展開等と高齢化に対応する「悠々コース」の活用促進

6 調査・研究活動の実施

(1) 木材の需給・市況・流通構造の動向等についての調査・研究

(2) 「原木部会」及び「製品部会」開催による課題の把握と対応策等の検討、会員への情報提供、行政等への働きかけ

7 事務・業務の改善と広報活動

(1) Web 会議を活用した会議開催の合理化、Email の活用等による事務局運営の効率化・簡素化、各種支出の効率化による財務改善

(2) Emailと全市連ホームページ(「会員の掲示板」)を活用した会員への迅速な情報提供、連盟運営への会員の意向等の把握とその反映等による会員サービスの向上

(3) 全市連ホームページ及び「全市連時報」の活用、関係団体との連携等を通じて、会員の活動、木の良さ、木材利用、木材市況、各種施策等の情報を迅速に発信

8 加盟促進

木材市場・共販所・木材センターの現状把握と連盟未加入市場の加入促進働き掛けの継続